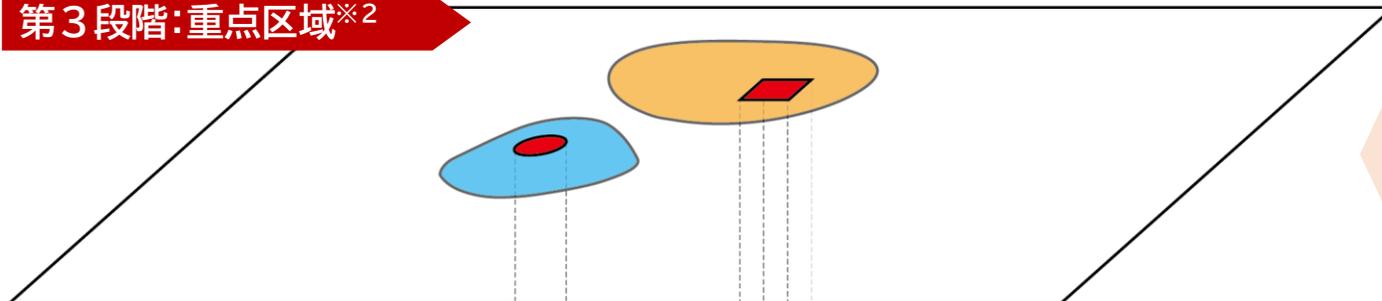


大田区の歴史・文化資源と歴史的風致等の関係について

大田区の「歴史・文化資源」と歴史まちづくり法^{※1}に基づく「歴史的風致」及び「重点区域」の関係は、以下に示す模式図のとおりです。

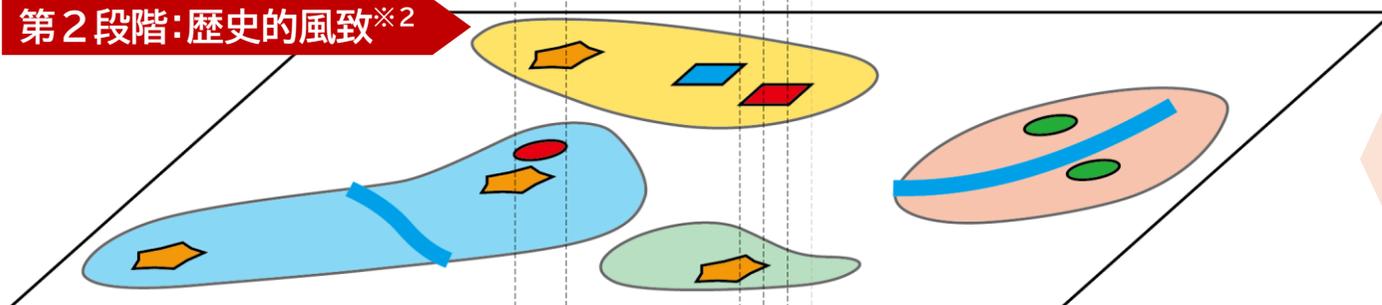
第3段階:重点区域^{※2}



重点区域の定義と設定条件

- 歴史まちづくり法第5条第2項第2号に基づく区域。
- 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地と一体的に施策を推進することが必要な土地。
- 歴史的風致の範囲内。

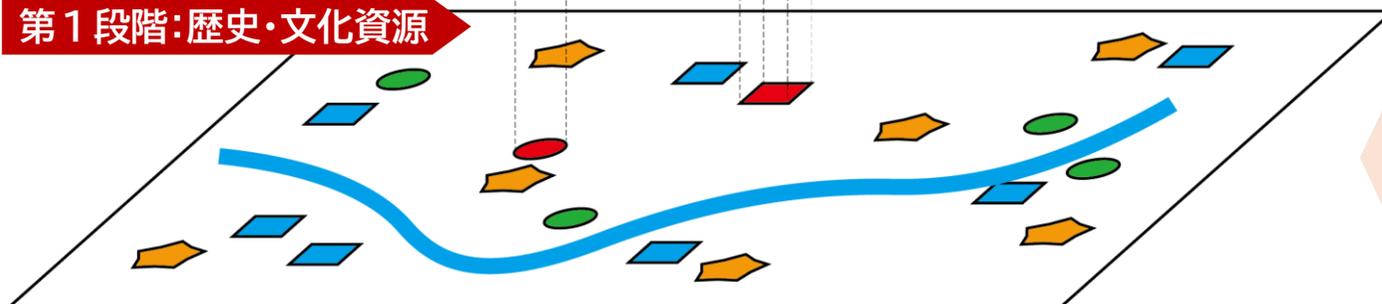
第2段階:歴史的風致^{※2}



歴史的風致の定義と設定条件

- 歴史まちづくり法第1条で、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義される範囲。
- 50年以上の歴史のある建造物と活動。

第1段階:歴史・文化資源



ハード資源

- 歴史上価値のある建築物や土木構造物、また遺跡や古墳などの建造物のほか、人の手が入った工作物（護岸、石垣、庭園、石塔、窯等）。

ソフト資源

- 神社や寺院、地域などに古くから伝わる祭礼・行事、その他参詣、信仰、伝統工芸、商業、漁業、行楽、顕彰活動などの活動。

※1：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)」

※2：歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致」と「重点区域」